

**「人件費+物件費」と民間化**

新地方自治「2021年度予算編成と経常的経費の見直し」で取り上げたように、新型コロナウイルス感染拡大に伴う財政収支の悪化の中で、経常的経費の見直しも不可欠となっている。その中で、多くの地方自治体で直面している問題として、人件費+物件費の硬直化の構図がある。定員管理の強化等により人件費を抑えても、民間化等の推進の中で物件費が拡大し、両経費の合計を見ると大きく変化しておらず固定化している実態がある。もちろん、公務員の直営のまま展開した場合、俸給表に基づく毎年度の昇給などから人件費コストが上昇するため、民間化によって抑制する等の効果はある。

しかし、より本質的な問題として、民間化に移行する事業を公共サービスとして維持し続ける必要性がどこまで議論されているか、単に人件費削減等で行われた場合、本来は見直しの対象となるべき事業も民間化によって正当化され物件費の固定化で経常的支出を硬直化させる要因となる傾向がある。改めて、民間化のプロセスを再度検証し、まずは事業自体の必要性をエビデンスに基づき明確にしたうえで、最適な民間化の手法を選択する姿勢が地方自治体の執行部・議会共に求められる点である。

指定管理をはじめとした民間化を巡っては、コンプライアンスそしてガバナンスへの視点の充実と認識が地方自治体、民間事業者双方に必要なほか、公の施設機能の指定管理者への移行等を判断する一般原則へのさらなる認識を深めることが重要となる。そのことは、単に地方自治体、指定管理者間の関係だけでなく、民主的コントロールの質を向上させ、住民に対する公の施設を通じた機能と責任のあり方を明確にすることに結びつく。しかし、現実の民間化の選択においては、事業そのものの必要性の判断は後回しとし地方自治体側の財政制約や人的制約を回避する手段として民間化が選択される傾向も強く、民間側も行政との従来の請負型関係を前提として参入する傾向が少なくない。

財政状況が極めて悪化することが避けられない中で、民間化事業についてもそもそも公共サービスとして提供する必要性や形態をまず再度検証する必要がある。そのうえで、たとえば指定管理者制度に移行するか否かの判断基準として、地方自治体が踏まえるべき重要事項は、①指定管理者に委ねることで公の施設の機能が公共の福祉の増進に結びつくこと、②管理運営にあたって、民間の視点からの創意工夫・ノウハウの発揮が可能であり、機能の効率性を高めることが期待できること、である。そして、前者についてはさらに「公の施設の目的の公共性が確保できるか」と「公共の福祉の増進が図れるか」が基準となり、後者では「民間企業等の独立性と自由度の尊重を図りつつ公の施設の機能向上が実現するか」と「明確なリスク分担が実現するか」が基準となる。こうした視点を踏まえて、公の施設の管理運営を直営で展開するか、管理委託や業務委託方式などによるか、指定管理者によるか等の手段の選択を行うと同時に、地方自治体と民間企業等の両者間でいかなる権利義務関係を形成するかを検討する必要がある。

以上の議論において、前者の「①指定管理者に委ねることで公の施設の機能が公共の福祉の増進に結びつくこと」の判断は、首長と議会の意思決定に最終的には委ねられている。その意思決定において、「公共の福祉の増進」に加えて、「将来を含めた住民負担の低減」の視点が求められる。「あったらいいな」ではなく、「なくても平気」の意識で民間化のプロセスを睨んでいく必要が、今まで以上に重要となっている。また、従来のように類似の施設を各地方自治体が持つのではなく、圏域の視点から類似施設の共同活用による機能分担等も模索していく必要がある。それにより、アフターコロナを睨んだ地方自治体間の人の交流の土台形成も可能となる。